唐代貴人に就いての一考察

宇 都 宮 清 吉

唐代の王公貴人富豪又は王公百官富豪或は單に貴人富豪と言ふ社會の上流階級者が如何にしてその

經濟生活を營み又社會に向つて如何なる影響を與へつゝ あつたかに就いては己に學者 の研究して B

所である。①

Mi して此處に所謂王公貴人富豪或はその他が語を以て表される階級の如何なるものなりやと言ふに

王公は唐の爵制に定められた爵位であつて宗室子弟或は有功者に與 られる榮餌であつた。

唐初 に行 13 n た封鄮に關する唐令は如何なるも のであつたか明らか でないが通典には貞觀十一 年の

記事に引續い

人其次封國公。其次有郡縣開國公侯伯子男之號亦九等。並無官士。 其 「後定制皇兄弟皇子為王。皆封國之親王。中略 - 三年食質封者。二百六十五家云々 (通典卷三十一)| 自武徳至天寶實封者百餘家。自至德二年至大歴 領親事帳內二府及國官太子男 封郡王。自至德元年至大歷三年 其加質封者食其封。 分食諸郡以租

としてある。

調

給

加 して是が何時 代の定制 であつたか なる不明 であるけ れども此の中に出て來る爵名が 唐 初 カコ ,ら存 して宗

室子弟や 功 臣 1: 與 Ġ n T B たことは 極 め T 崩 B カコ で あ る 但 し郡 王 は 趙 A

來 Ė 餌之濫。 未有 如唐中葉以後之甚 者。 唐 初 如 李靖李勣尉 遲 敬 德秦叔寶等戰 功皆祗

欲 大其 族。武氏 封王者二十餘人。於是王 爾始 賤 (海岭叢考)

鄮

惟

外蒂

君長內

附

如突利

封北平郡王。

中略以

及翠雄中

有

來降

者

如高

開

道

封北平郡

Ŧ.

中略

m

自

武后

封公。

其膺

Ŧ.

と言つて ゐ る 様に 唐 初 には 普通 0 臣 F には 與 B n な か つたも Ō であ 30

IIII L Ť 餌位 1 は それ 食邑 か 附 نځ n τ 3 たことも 唐 初 カコ Ġ \mathcal{O} 通 例 で た 1" 憪 度として 如 何に

75 12 か は 遽 か 12 阴 カコ 1 L 難 3 六 典に は

n

て

食邑二千戶。

ħ.

日

縣

公從二品食邑一

千五百月。

六日

縣侯從三品

食邑一千戶。

七日

縣

伯

JE.

几

品

食

邑七百戶。

E Œ Œ 딞 食邑一 萬 戶。 日 郡 3 從 食邑五千戶。 三旦 國公從 一品食邑三千戶。 四 日 郡 公正

五. 品食邑五百 戶。 九曰 縣 男 從 Ħ, 品食邑三百戶 L(六典卷二 東郊 郎部

八曰 1縣子正 條司

體これに 據 つた も の と思は n . \$_©② そして 勿論 n Ġ 0 餌位 は世襲であ つた仁井田 氏 かゞ 開 元 合より

と規定さ

れ仁

井

田

熞

氏

、は之を六典

0

成

b

Ĭ

ち

か

ら考へ

T

開元七年

の令

0

規定

とさ

n

T

わ

る。

以

は大

牟 令) 以前 0 唐令として擧げら ħ 12 Ł ŏ ょ n ば

代貴人に就いての一考察

封餌介。 公侯伯子男身存 乏內 註云內金澤文庫本作曰國書刊行會本令集解頭 不為立 嫡。 亡之後嫡襲爵。 庶子 聽仕 文庫本作任

第十九卷

第三號

PU

六

規定さ

宿衞也。襲爵嫡子無子孫。而身亡者徐國。更不及兄弟。(唐帝拾遺封問令

となつてゐる。而して永式となつたものは氏が六典その他によつて復源せられた。

諸王公侯 伯子男皆子孫承嫡者傳襲。 無嫡千及有罪疾立嫡孫。 無後國徐 無嫡孫以次立嫡子同母弟。

無母弟立

無庶子立嫡孫同母弟。 無母弟立庶孫。 曾玄以下准此。

て ね る。 ⑤ と言ふものであつたらうと思ふ。氏によれば是は開元七年及二十五年の令に制定せられたものとされ

に令云々とあつて唐初の蔭に關することが述べられてゐてから推定は爲し得 ⑪ 初の唐令に於ける規定ははつきりしない。而し何等かの規定の存したことは通典百七十刑八寬恕の項 げてゐられる。又百官の子孫は蔭によつて官界進出の場合には有利な條件が附せられてゐる。⑩ 令では如何に規定されてゐたか不明であるが職田は武德元年に已に定制のあつたことを仁井田'® 散官に任叙せられた。そして一定の融俸を給せられ又永業田や職田が與へられた。 百官とは言ふまでもなく唐の官人である。彼等は正一品以下從九品下に至る所謂 永業田は唐初の唐 流内の職事官又は 之も唐

IIII :して特に王公貴人富豪と同一範疇に屬する上流階級者としての百官は斯樣な官人の内でも殊に上

貴人富豪は大體に於いて以上に述べた樣な王公以下及び百官を指す。王公百官が法規上の等級名で

層に屬するものであらうことは當然である。

氏はと

貴になると言つた例は極めて多い。 あるに對して、 これは社會上の身分名であると考へられる。 これは支那に於ける傳統的且つ理論的思想であつた。 支那では昔から高位高官となることを富

ż

袁」天綱日。 馬(周)侍御伏犀貫腦。 **兼有玉枕**。 又背如負物。 當富貴不可言(書店書卷百九

とあるは馬周が中書令棄吏部尚書になることを豫言したものであり又德宗時代有名なる楊炎の知遇を

得た沈旣濟は

太 近代以來九品之家皆不征。 **△優**(通典卷十) 其高蔭子弟重承恩獎。 皆端居役物坐食。百姓何以堪之。 是以言代胄之家

と言つて流内でも特に高品の家柄の子弟が世々高蔭を蒙りその經濟生活は富裕であつたことを指摘し

てゐる。 同じ様なことを唐の康駢は 物用優足云《學津討源本》。

乾

将中

洛中有豪貴子弟。

承藉動陰。

るが 味してゐるのであつた。 と言つてゐる。 此 一の論文では富商に就いては考へ 卽ち高官の家であること又は勳饌の家柄であることは同時に富人の家であることを意 富人の中には面 ないことにする。此處に所謂貴人富豪と言ふは全く王 し夫の有名な王元寶の樣に富商の存在して ® ねるの は當然であ 公百官と

同 一の階級者を指すものと定義する。 断代貴人に就いての一考察 而して斯る貴人富豪は新唐書の宰相世系表を見たいけでも、 第十九卷 第三號 四六五

概 南 北 朝 Ù. 來 引 續 5 た舊家、 所 調門 閥 出 身 者であるからしてこれ E 棴 1.1 T 唐 代 \mathcal{O} É 人富豪 卽

門閥貴 入 の 謂 で đ 3 として も左程誤 りでは ない と思 کہ

な意味 此 0) 外に於け 小 篇 Ø) E 3 眞面 铂 は 目 斯 な る 門 る家門經營の上 閥貴 人階級 の唐 0 最關 代に 於け 心事 に就 る推 in 移と其に伴なふ生活 て考察して見やうとする 0 间 所 卽 Œ 5 あ 最 も常 識 的

の魏晋南: 北朝と言へ ば史上 1 は隱 12 ŧ な b 門閥貴 族 政 治 0 時代 で あつた。 魏書 Ō 世 宗 木 紀 0 詔

任 賢明 治。 自 1音通 規。 宣 **颪費** 務。 實惟 多士。 III 护正 所 詮 旧 存 門 第。 吏 部葬倫。 仍不 ·才舉。 逐使

罕昇。 司務 多滯 三卷年八 詔正 始

漢末

爭

亂

魏武始基。

軍中倉卒。

品

蓋以

論

人才優劣。

非為世:

一族高

學。

因相

沿

逐

為成

自

品

I

多

とあり、 又宋書 の著者として有有なる沈約 權立九 には當時 の門閥貴 (族制 を概 評

魏至晋莫之能改。 以才 品品 人 in 學。 世 人才升降蓋寡。 徒以馮 藉世 資。 用 相陵駕。 都 Œ 俗 士 一斟酌 時 宣

少。 隨 睛 俯 仰 劉毅 所 云。 7 品 無高 門。 上品 無賤族者 心 (晋書劉毅傳作上品無寒門。 6 歲月遷譌

斯風 以貴 〈役賤。 漸 篇 士庶之科較 凡 衣冠莫非 然有 11品。 辨 自此 (宋書卷九) 以還途成卑 應 周 漢之道以智役思。 臺隷 **※参差用** 成 等級。 魏晋以來

とあ る は 何 n ż か > 3 門 閥貴 族 制 度に ょ る政治 の實際 狀態 を道 つた ż ので ある。

此時 代 の門 閥貴族制 度維持にあつては夫の曹 魏 0 陳群 が創案し たとさ n る 儿 品中 E の制 度低が 有 方な

英德

無世

族

などの

狀態に至らし

る機關となつたことは古今を通じて學者の認める所である。 通典に引かれた唐の趙匡の擧選議にも

魏 氏 立九品之制。 中正司之。 於是族大者第高 而寒門之秀屈矣(近典卷十

とあ b ^馬端臨はその著文献通考に於いて

按 (魏晋以 來雖九品中正之法。 仕進之門則與兩漢一 而己。 中略 然諸賢之說多欲廢九品。 罷中正何也。

是一 蓋鄉學里 擢用者自是一人。 選者採毀譽於衆多之論。 評論 所不許則司擢者不敢遠。 而九品 中正 者。 寄雌黄 於一 其言擢用或非其人則司許 人之 口。 略 至中正之 論 法行 者本 不任 萴 評論 具答。 者自

絡各不相 關。 故徇 私之弊無 由懲革。又必限以九品專以一人。其法大拘。 其意太狹。 其 跡 太露。

故趨勢者不暇 學賢 궄 (選舉考一) 體統

脈

と言ひ趙翼 る此 の時代を 批 説評して

高 門華 被 有世 及之榮。 庶姓 寒人無寸進之路。 選舉(九品)之弊至此而極。 然魏晋南北三四百年。

改之者。 蓋當時執 權者。 卽中正高品之人。 各自 顧門戶。 固不肯變法。且習俗己久。 自帝王以及士庶。

皆視 為固 然 īlī 無可 如 何 也 細二 **们記卷八**

たと言は つてゐ n る。 る (で そう 简 1崎文夫氏は九品中正の本質の一つとして家系調査が官吏選用の場合には必ず行はれ してそれが家柄 しめるとされた® の高下と官階との間 に或る種 の關 係をもたらし 一上品質 無寒門下品

尤も氏は南朝に於ける貴族制

は民族移動の結果將來され

第十九卷

第三號

四六七

,莫有能

たものと考へられる故南朝に於ける九品中正の制度の作用は左程重視されてゐないけれども、⑩ ĪIIĪ

の制 度維 持の上に有力な機關となつてゐたことは爭はれないと思 is o

覇府にあつた太祖は魏帝をして之を天下に行はしめたと言ふものの第四條には擢賢良の項が したか め國家が門閥貴族を凌駕する兆候を示して來てゐることは岡崎文夫氏の研究になる魏晋南 も記されてゐる所であるから夫の名臣蘇綽が魏の大統十年六條詔を爲つて之を北周の太祖 魏晋南: : は猶研究す可き點と考へられるが少くも北周の時代から官僚的國家が次第に强力に組 北朝時代門閥貴族制度の維持と發展に大なる力のあつた九品中正制 が何故又適確 に何時 に献 北 朝通史に 織 じ時 25 れ始 廢絕

によつて官吏を採用せんとする從來の九品中正制度を打破す可き機運も自らその間に動 いてゐ ると考

ねばならぬ。

杜佑は

[北周]初覇府時蘇綽為六條詔書。 其四曰擢賢良。綽深思本始。 懲魏齊之失。 罷門資之制。 其所察學

題加精愼(選舉二)

と言つてゐる。そして又その續きに

自後周以降選無情獨云々

と言つてゐることはかゝる機運を示すものであり遂に隋の天下一統を轉機として九品中正の制度も又

(56)

廢絶に 歸す 可きであつたらう。 Ë れば唐の劉秩が隋氏罷中正と傳 へ 又通

煬帝始建進士科(周前

つて全然家系を問題にしない とあつて古今の學者の認めて以つて門閥貴族制度發展の重要なる支持力となす所の九 12 が個 |人の有する才能を「試験」と言ふ最 も公平なる可き手段に訴 品中 庄 制 度に代 て試

みる が所の科 舉 の制度が隋代に至つて現はれたことは當然でなけ ればならぬ

に亡んだけれども門閥貴族制度によつて長いこと培は て魏晋南 北朝時代門閥貴族制度を强力に支持する作用をなし n τ 來 た貴族尊重 た所 の九品 0) 風 は 中 IE. 朝 の制度は 夕のことで か くて 隋代

翼は高 工廉や李義府や杜恙の 傅 を引用して唐代に於いて も如 何に門閥貴人が 門地 を 誇 b 自 他 共に それ

するものではな

か

つた。

隋唐の

時代を通じて門地を尊

ぶ風習

は依然として行は

n

た

のである。

清

の趙

を認め 自 \dot{E} 季以來取 る 風 の ā 士不 うた か 問世家。 を説い 婚姻不問閥閥。 T る う る ② 趙翼の見たのは専ら社會的風習の方面であ 故其書(部系)散佚而其學(譯)不傳。 (通志卷二十) る が、 宋 Ó 鄭 椎 は

南北朝以 五代を以つて支那に於け と言つて政 7來發達 治的 方面 して來た門閥貴 か らもその勢力の退却 る中世 族制度とその政治こそ、 と近 世 の轉 換 Ù 0 たのは實に五代以來であるとしてゐ 対しるこ れ中 その政 世を特徴 公治形體 つづけ に於け る各 種 る 特 の事 質で る。 實 內藤 あるとさ 0 內 博 此 士 n š 0 魏晋 唐末

而して 內藤博 士の 言 は n る如 く唐の時代を中世の完成期となし宋を以つて近世 0 開始期とするな

第三號

四六九

るものを包藏してゐる姿にも比す可きものであり、 れば流行する歴史の過程に於ける唐代の史的意義は正に完熟せる種子が其の内部に新に芽生えんとす 且つそれは時代と共に次第に成長發芽するに至る

を進める為めに左に一つの表を示そう。然らば唐代門閥貴族制度の内には何が胚芽として次第に成長發展しつゝあつたであらうか、 此の論

可きものであつたらう。

(2) 姓 (1) 大 書 表 唐 氏 氏 族 名 譜 志 (總濟 總譜 通出志典 舊書 舊書 元龜 新書 通志 元龜 新書 會要 會要 3 30 300 100 3 000 00 9 30 許 許 呂 高 高 許敬宗呂才等 許敬宗呂才等 高 硰 士 士 士 敬 榝 才 士 廉 廉 脈 宗 宗 奪 奪 奪 等 廉 沓 顯 高 貞 太 太 貞觀十二年 年 觀 慶 品十二年 宗 宗 宗 四 车 睛 腈 腙 代 廉傳 呂才新書作李才誤也 年代據 高士 姓氏譜作姓錄 李義府傳作姓氏錄 玉海作居姓氏錄。 [n]年代據高士康傳 備 右 疹

唐代貴人に就いての一考察			(5) 表 冠 譜					(家貴族)			(3) 大唐姓族系錄					
就いての一	!	1			總部	1				總譜		.			總譜	
考察	元龜	會要	新書	舊書	通志	元龜	會要	新書	舊書	通志	元龜	會要	新書	舊書	通志	
	台		~	苔	· 芯	1	1	1		_	1100	1100	1100	1100	1100	
	路	-	路	路	路		1	1		韋	柳	柳	柳	柳	柳	
	敬		敬	敬	敬					述	神	神	狮	神		
	淳		淳	淳	淳	1)	等	等	等	等	等	沖	
life	-	1	武后原	獄萬 死歲 通				1			先天中奏上	先天二	先天	先天	Ī	
第十九卷		[頃獄死	通天 二年	unocontrares.	}]	r 奏上	二年	初初	初初	[
第三號 四七一	作衣冠系錄		同右	故武后時撰也						國朝宰相甲族項參看	神龍三年上表无大字	作姓族錄	同右	年代據柳沖傳		

唐代貴人に就いての一考察			(11)國朝宰相甲族					(10)天寶新譜			(9) 開 元 譜					
就いての	1			1	總譜		Sample		ļ	總譜	1		}	1	總譜	
考察	元龜	會要	新書	舊書	通志	元龜	會要	新書	舊書	通志	元龜	會要	新書	舊書	通志	
	-	}					1,	1	1		1	1	110	110	10	
		1	韋		乖	Ì	l		1	明		-	幸	乖	幸	
			述		述			1		皇	1		述	述	逃	
ä	- Managara		至德二	1	1]			1		-		玄宗之初世	玄宗之初世	West of the Control o	
第十九卷 笠	1	1	至德二年流死		1	i	1		1				初世	初世	ļ	
第三號 四七三			據舊書本傳記事、故其以前作也							玄宗自撰歟			年代據本傳	此項全依本傳		

		(14)姓氏雜錄					(13) 唐新定諸家譜銀					(12)百家類例(唐代貴人に就いての一考察
1	a		1	總譜	,300	1	1		總譜					總譜	就いての一
元龜	會要	新書	舊書	通志	元龜	會要	新書	舊書	通志	元龜	會要	新書	舊書	通志	考察
}	1				1]		1		0	10	=)	Thinks of the second of the se	
	1	孔	Wester Land	孔	ļ	1	李 林		李林	到	更	韋	1	走	
i	a constant	至	į	全	1	Towns of the Control	前	1	甫	至	至	述		述	
and the same of th	[į		***************************************		[天寶		-			Base Control	Brusconia	I	લંડ
1	4	1	{	1	1	1	末歿	[1	(<i>t</i>	Contaction of		1	第十九卷
		與韋述同時代人		全字恐至字訛也			本傳記事業看			同右	同	本論參看		本論学看	第三號 四七四

		(20)元和姓纂					(19) 系 					(18) 姓源韻譜			唐代貴人に就いての一考察
	1			韻譜	1		1		韻譜					韻譜	就いての
元龜	會要	新書	舊書	通志	元龜	會要	新書	舊書	通志	元龜	會要	新書	舊書	通志	一考察
	- 0	10	1	10			七	[七				1	<i>ħ</i> .	
同	王	林		林]	1	竇 從		竇從	1			1	張九	
右	涯	寶		簤		1		-		i		1		齡	
同	元和七	1		1	Ī		武后——元宗之人		Tanana	l	•	-	**************************************	開元未	3 73
右	年	чинения	1	1	Î		示之人	1	I.	į			1	没	第十九卷
同右	元和二字无	本論參看	·	本論參看			年代據本傳							年代據舊書本傳	第三號 四七六



唐代貴人に就いての一考察

第十九卷

第三號

四七七

ઢ 總譜及び韻譜 表Aに記載し に編入 Ťz Ū ものは皆鄭樵が總譜及び韻譜に編入したもの た唐代 の語謀 の書を列舉しそれについて二三の注意事項を説 許 りである。 左に 一一参考の 明 ĺ 表A及びB 為 め鄭樵が 0

参看に便しやう。

1 大唐氏族志一

2 3 姓氏語二百卷撰才等 大唐姓族系錄二百卷欄神 百卷

5

4

大唐十四家貴族

一卷與兢幸逃

6 考姓略記二十卷撰敬淳 **衣冠譜六十卷**撰

8 姓苑略 卷 撰 日 用 7

姓氏實論

一卷五元感

9 開元譜 **一二十卷**撰述

10 11 天寶新譜 卷 撰明 皇

述

12 百家類例三卷環述 國朝宰相甲 族 卷 撰章

13

14 姓氏雜錄 卷 撰孔

15 • 16 編古命氏三卷撰利涉 唐官姓氏記五卷撰

17 永泰新譜二十卷撰芳

18 續語十卷撰環

姓氏韻略六卷概錄

韻譜は

1 2 姓源韻譜四卷撰大宗

5 系纂七卷撰一

4

3

姓源韻譜五卷張九齡

6 姓林五卷陳湘 元和姓纂十卷撰質

7 五姓證事二十卷

唐代貴人に就いての一考察

第十九卷

第三號

四七九

以上は總譜の中に編入されてゐるもので大體他の書と照合して見るに年代順に並べてある樣である。

8 元 和 姓 纂鈔 彩

0) 亢 種 が登録 تخ n 7 Z

及び撰者不明 猶 ほ 左 に二三の の五姓證事 注意す可き點を述べやう。 の三 編 は何れ ŧ 著作 鄭撨が霞譜に編入した曹大宗の姓源韻譜。 年代或は 著者の年代 かゞ 不明 である カコ ら省略 陳湘 世 ねば 0) 妶 なら 林。

D O 叉同じく 總 譜 の 内に あ る 永泰 新譜二十 を柳芳撰及び續譜十卷柳璟撰は舊唐

書に

芳傳滲看、四十九、柳、

柳芳〕永

泰中

中略

撰皇室

譜

十卷號日

永泰新譜。

中

略

後

〕璟依芳舊式續德宗後成

一卷以

附

前

書店 書店

あ り唐會 一要には

永 赤二年 -涥 上 H ·. 宗正卿吳王祗奏。修史館太常博士柳芳撰皇室永泰譜二十卷上之。(及册府元龜國史部譜

條牒 注意看

及び

開 成 四 年]関正 月刺翰林學士柳璟修續皇室 永泰新 譜 (同前柳璟條譽/同前書及册府 看元

とあつて 般 氏 族 に關する もの で なく ・皇室に に關す 3 族 譜 で あ る カコ ら之も省略 に從 は ねば なら 百家

類 例 は 新 唐 書藝文志 には通 恋と同 じく韋述の撰としてあるけ れども幸述 かが 百家類 例 を著し た事 は 他

見えず却つて新唐書には

としてあるから是は寧ろ孔至の撰とする方正しく從つて唐會要に 孔 至〕明氏族學。 與韋述酯穎士柳沖齋名。 **譔百家類例 云** 々(新唐書百九十)

乾元元年著作郎賈至撰百家類例十卷(卷三十

とある賈至も孔至の誤りでなければならぬ。 而して冊府元龜も會要と同じく賈至に作るは全く元龜が

至の作にして乾元元年著作されたとすることが正しいと思ふ。猶ほ此の考へは玉海(巻玉)の意見を参考 會要を踏襲したからに過ぎぬ。 著作年代を會要が乾元元年に作ることに不審はないから百家類例 は孔

會要は王涯の作としてゐるが、 元 、和姓纂十卷(龍課類作十一卷)に就 玉海(巻五)によれば いては通志と新唐書藝文志及び晁氏郡齊讀書志譜諜類は林寶の作と

したものであることを附記する。

林寶元和姓纂十卷。 林寶自序

輯本後序を參省するも此の見解の正しいことが證明される。 とあるからして王涯はた、序文を書いた、けの人と思はれる、 而し何れにしても本書が唐の元和中の編 **猶輯本元和姓纂の洪瑩の校輔元和** 姓纂

纂になることは書名の示す所の通りであらう。

さて 鄭樵はその氏族略の序に各氏族を綜合編纂した氏族譜の類を

種論地望。

一種論聲o

一種論字。

論字者則以偏旁為主。

論聲者則以四聲為

其書雖多太檗有三種。

唐代貴人に就いての一考察

第三號

69)

丰。 論地望者則以貴賤為主(通志卷二十)

言ふものは元和姓纂の拔萃であらうと思はれるから實質的にはたゝの二篇あるのみと考へられやう。 纂にかゝりそれ以後に於いては僅かに三篙の韻譜を見るのみである。 して此考を正しいとすれば唐代地望を以つて論じた氏族譜の類は全部玄宗を中心とした時代以前の編® は韻譜の部に分けられてあるから正に總譜は論地望の範疇に入る可きものであるのは明であらう。 と言ふ三種に分類したが右に擧げた表Aの鄭樵の所謂總譜は論字を含んでゐるとは思は 内藤博士は唐代の中期までを門閥貴族制の最盛期とされ、@ 而して此の韻譜も元和姓纂鈔と れないし論聲

書高士廉の傳に附されたる養によれば

さて斯様な事實の示す意味如何。

世 唐」至中葉風發又薄。 l 祚 訖 無 考 按 。 冠冕皂隸混爲一巴。可太息哉(新唐書卷 譜錄都廢。 公雕常產之拘士。 亡舊德之傳。 言李悉出隴西。 言劉悉出彭城。悠々

て來たのではないか。 家はも早や門閥貴族に氣兼ねする必要が カコ つたからして氏族譜 は門閥貴族制度は猶ほ相等の實力を有し國家の權力は門閥貴族の勢力を度外視することが 前に掲げた事實と後に述べた樣な意見を以つて考ふるなれば玄宗を中心とした時代以前に於 卽ち後の時代に於いては最早や門閥貴族制度は寧ろ形骸と餘習の内にこそ根强 の如きも官撰の而も浩澣なるものが作られたけれども、 なくなり從つて氏族譜の如きものを次第に必要としなくなつ それ以後に於いて 出 は 來 國 な

叉新唐

族六氏)

九月

五

日

認改

氏族

恙

為姓

錄

太子三

丽。

同

三司僕

C

あつたがその實質は漸く崩壞の道を辿つてゐたことを示すものではない 名族として記 ふ態度が のでは 東舊族」。 然とし 度隆盛 載 73 して舊來 Š 示さ か 0 我今特館要 象徴とも見ら n つた。 T n の門 2 . T る わ 卽 0) 閥 ると思 ち飽 定 to 偏 族 見 重 までもこ ñ 次姓食要作: 1: Z, る氏 傾 き恐 族譜 唐 者。 0 n る 太宗は高 の編 を 欲崇重館要今食要作 唐朝 > 所 纂に當 કુ 0 なく 士廉等に 政治 つては 山 的 東 權 の崔 命 帝權 力下 朝冠冕。 じて 氏 は 12 有名 カゞ 寧ろ か 再. 隴 と思 組 不朽四字。 會要有垂之 西 な貞 織 決 字 逐 氏 L L 觀 て 唐 氏 を 朝 舊 族 凌 何因 來 0 國 0)

崔 茅 一解人間 **猶第** 何 為重山 文以 和 略 會 : 鄭等不貴我官爵耶。 不須論數世 以前。 取今官衙高 下 作等級。 遂以崔幹為 第

等。

(傳唐會要卷三十六氏族)

で天下

第

等

Ď

を編

がませ

た

かゞ

それ

かず

依

權

を以

つて貫

か

5

を言

門

閥

r

其

儘

上承認す

á

ż

加

T

方門

閥貴族制

ţ٦

支配

力が

宗 L と言 の斯様 者又は唐の官爵を享けて之に恭順 i ひ 單 Ė な態度は高宗の :族望 \mathcal{O} みに 依 時 つて門戸を保 に作 Ġ ñ た姓 なる つて **氏**譜動 ż のに わ る様 12 於 對 l ٧'n な舊來門閥は之を黪け 7 Ť ż のみ閥族とし 現 は n 7 2 る。 7 の資格を認 唐 唐朝の制 會 要に 依 め 覇 た 13 n ので 當つて有 ば あ うた。 功な 太 Ъ

射為第 顯慶四 车 等。 文武二品及知政事者三品為第二等。 中略 以皇后四家酅公介公贈台司。 各以品位為等第。 凡 九等(原註)上略立格以皇朝 開府儀]

第十九卷 第三號 四八三

唐の官品が門戶の高下を決定したことが窺はれる。 更に通鑑によれば貞觀氏族志

專以今朝品秩為[氏族]高下。 於是以皇族為首。外戚次之。降崔民幹為第三等為生之中。崔民幹為上之下於是以皇族為首。外戚次之。降崔民幹為第三等为等之次皇族為上之上。外戚

家類例も隴西の李氏を以つて第一等の門戸としたことが明かである。 よつて重加修撰したとされる姓族系錄に於いても亦襲用された方式なる可く、 とあつて李氏が天下第一等の名族として錄せられることになつたのであつて是は恐らく貞觀氏族志に 會要によれば孔至の百

百家類例〕序旨曰 中略以隴西李氏為第一(六氏族項註十

族譜は多く大唐、 されば是は恐らく唐代氏族譜の編纂にあたつて常に用ひられし方式であつたらう。 國朝或は唐の年號が冠せられてゐるが是等のことは何も天下の閥族が唐の政治的權 又唐代修撰 の氏

南 見られないのも正に時代の影響なる可く唐の國家が門閥團を超克せし姿を想見出來るであらう。

力によつて統一貫通されてゐることを示すもので南北朝代のものには斯る冠詞の附せられしもの殆ど

汇 一朝時代は門閥が却つて國家に超然としてゐたのであり

其 物 務關懷(智記卷八) 時 (時南 (代)高門大族門戶已成。 令僕三司可安流平進。 不屑竭智盡心。 以邀恩寵。 且風流相尚。 罕以

と趙翼の評したのは誠に正しいと思はれるがかくては國家の大變に臨んで誠心之が爲めに盡さんとの

戸を誇 思想起る筈なく同じ趙翼は魏晋以來眞に死を以つて朝家國家の爲めに盡瘁した者の皆無なるを指摘し 斯る風 る家柄の出身であることを思ふと、 潮 に比して唐の宣宗の大中年間凌雲閣に畫かれたと言ふ唐朝國初以來の名臣忠臣が多く門847—859 ® 國家と門閥或は朝庭と門閥との關係に相當なる 相 異點が 觀

取されるのである。

職 質的 利 るに 至るのは寧ろ當然であらう。 事官となるものは各家比々として親子兄弟相繼いで登科した者の多いことを發見せざるを得ないの 用 カコ した門閥子弟の相當多いことは否むことが出來ないけれ共、 玄宗を中心とした時代以前に於いては猶ほ此論文の冐頭に記るした樣な門蔭による有利な條件を には家門の高下を破壞する作用を有する科舉制度が採用され、 > る カゞ 故に官吏の任用にあたつでも、 事實新唐書の宰相世系表と新唐書舊唐書の各傳を照合しつゝ研 家門の高下は已に問ふ所でなく、 それ以後に於いては宰相始め百官で 且つそれが次第に重んぜられ 否それとは全く反對 究し るに に本 Ť 見

ż はず寒士と言はず又庶人からも之に向つて雲集した。 科舉は前にも言つた如く門資を問はず個人の才能の如何を問題とする故に才學あるものは貴人と言 り明經はそれに倍. してゐたと言ふ又韓愈は論今年權停舉選狀に於てᡂ 通典によれば進士料にだけ集まつた擧人が千人

である。

今京師之人不啻百萬。 都計學者不過七千人云々と言つてゐる所を以つて見ても科學に雲集する所謂のののののの

第十九卷

第三號

四八五

唐代貴人に就いての一考察

士人の群を想觀することが出來る。そしてその擧人には社會のかなり廣範圍の階級の人々が含まれて

ゐたのである。 先づ五代の王定保の摭言に引かれた會昌五年舉格節文には

公卿百寮子弟及京畿內士人。寄客外州府舉士人等。 脩明經進士業者並隷名所在監及官學云《

とあり公卿百寮と言ふ如き貴人の子弟が一般士人と共に科場に登科を爭つたことが想見されるであら

叉舊唐書に

史臣曰。 楊(收)劉(鄴)曹(確)畢(誠)諸族。 門非世胄。 位以藝升。 伏膺典墳。 俯拾青紫而收得位

た南楚新聞と言ふ唐代の雜聞を集めた書物によれば買人の子弟も登科した。 と言はれて 七十七 ゐる寒門の士人は擧族進士に登科し宰相にまでなつた人々である。 更に太平廣記に引か

褟 有鹾買常某者。 圖 有 妹 甚聰慧。文學書札罔不動人。 靈畜千金。三峽人也。亦家於江陵。深結託圖。 圖常語同僚曰。 某家有一進士。所恨不櫛耳。後寓居 中 略 常公殂有 一子。狀貌頗有儒 雅 風 江 咸

而略 曉文墨。 圖竟以其妹妻之。 則常修也。 關氏乃與修讀書。 習二十餘年。 才學優博。 越絕流輩。

通六年登科 云々 (婦人類所引南楚新聞(太平廣記二百七十一

とあり是の物語

が唐宋にかけて喧傳された證據は宋の錢

布

日

1の南部

新書

關圖有一 妹。 有文學善書札。 圖嘗語同僚日。 某家有一進士。 所恨不櫛耳。 後適常氏。 修之母也。

修

成通六年登科(丁)

どもその記事から考へて恐らく進士科に登第したものであらう。斯るが故に世人の注目を引い⑩ と言つて稍異つて傳へられてゐるのに見ても明かである。 常修は何科に登科したかは明かでないけ たもの n

と思ふ。猶ほ他に庶吏の類の如きで登科した例もある故科擧に赴いた士人の中には相當廣範圍の階級®

人のあつたと言ふ考べが正しいことが證明されたわけである。

唐代の科學の内最も普通に行はれたものは通典にもある樣に

して此の中でも唐人の集つたのは明經と進士の二科目であつた。 の六科であつたが時あつて增廢されたことは右の通典及び新唐書の選舉志に大體載せられてゐる。 其常貢之科有秀才。有明經。 有進士。 有明法。 有書有算(選舉三)

通典によれば

初秀才科最高。 中略 貞觀中有舉而不第者座其州長。 由是廢絕。 rþi 略自是士族所嚮唯明經進士二科而

已(選舉三)

とあり同じく通典に

《進士大抵千人得第者百一二。 明經倍之得第者十一二(同前)

唐代貴人に就いての一考察

とあつて何れも相當の難關であつたことが考へられる。而して此の二科中でも殊に進士は唐一代を通

第十九卷

第三號

四八七

īſī (75)

じて尊重せられ王定保

永徽已前俊秀二科猶與進士並列。咸亭之後凡由文學一舉干有司者。競集進士矣(並生上篇)

と言つてゐるし又他の處では

進士科始於隋大業中。盛於貞觀永徽之際。縉紳雖位極人臣。不山進士者。終不為美。 歲貢常不減八

九百人。其推重謂之白衣公卿叉曰一品白衫。其艱難謂之三十老明經。五十少進士(檢序進士)

と記して進士科の及第者は殆んど高位高官となること間違ひなしと人も許し、自分も許しそれに向つ

て年 る が® ・の老ふのも忘れて突進したのである。元和中李肇は國史補一篇を著したことは王定保も言つてゐ

彼はその中で

風 進士為時所尚久矣。是故後乂實集其中。 俗繫先達。 其制置存于有司。雖然賢士得其大者。故位極人臣。常十有二三。登顯列十有六七。云 由此出者終身為聞人(於言作)故爭名常切而爲俗亦弊。 中 略 其

居國史補下卷) 安永九年和刻)

正制度に比して一面的觀察からするなれば社會的には寧ろ大いに開放的であり超階級的であつて上品® と言ひたとへ科擧には支那人に付きものの情實や不正があらうとも、@ が得られつゝあつたことを述べてゐるのであつて之を、其の當時の人さへ制度の缺陷に歸した九品中 やはり此の制度から相當の人才

下品無世族と云ふ樣な狀態の比較的に芟除されてゐたかに見える。

さればたとへ門閥貴人の

子弟であらうとも著し科舉に及第しなかつたなれば不遇をかこたねばならぬ恐れは充分あつた。

盧 汪門族甲天下。 學進士不第。 中 略 晚 年失意(世言)

とあるのや、

劉得仁貴主之子。 出入舉場竟無所成。 曰外家雖是帝。 當路且無親 (同前)

とあるはそれを物語つて わ る。 後者の 例 は 寧ろ 科學の情 弊を暴露し ŤZ ż Ď で あるが

丽

貴人の子

を雕

Ł 古人舉事所難者。 必ずしも及第し得ない 大則赴湯火。 所に科擧の本質が 次則 臨深履薄 あると思ふ。 中略 殊不 知三百年來科第之設。 故に王定保

之繼世。 孤寒失之其族餒矣。 世祿失之其族絕矣(論學看。

と言つて ゐるのであつて彼の觀察は蓋 し正當であらうと思ふ。

Ī 斯様な狀態であつたからして唐代に於いてはも早南北朝時代に行はれた様な

至於士庶之際。 實自天隔(完善四十

と言ふ嚴重な士庶區別 觀念は芟除され、 方門閥貴族制を維持してゐた門戶の高下を云々する風潮 Ł

のではな 次第に解消 か。 0 3 n |階級であつて。唐代門閥貴人は 後述する樣な 一個の生活意識を以 7 III ・此處に して此 の平等なる新貴族こそ宮崎市定氏が唐代に於いて發生しつゝあつたとさ 般的貴族卽ち平等なる貴族の階級が一般庶民の上 一に徐 12 出現し う あ つた る

第十九卷

第三號

四八九

つて

此

の新事態に處

近世的士大夫の

唐代貴人に就いての一考察

(77)

草澤望之起家。

簪紱望

新しきものへと變質せしめて行つたものと考察することが 以つて自が家門をして次第に此 の新しい階級に同化せしめ、 出來ると思ふ。 從つて舊來の門閥階級をして次第に

りとするなればそれは何であつたらうか。今唐から宋初 Ifii して斯様な時代にあつて著し寒士や貴人以外の庶人が支配階級たる高級の官人となる道に障碍 Ü かけて行は る櫻桃靑衣と言ふ物語に n た各種の傳説的物 物語や小 說 あ 0

天寶初有范陽虛子。 在都應學。 頻年不第。 漸窘迫(大十一夢須六

太平廣記の中に收められてゐ

類からそれを推測して見やう。

と言ふ のが あり又其次 には

貞元中進士獨孤遐叔家于長安崇賢里。 新娶白氏女。 家貧下第

引同前

東書記所

と言ふ物 語が 收められてゐる。又同じく太平廣記の中に

食於佛 唐餘干縣尉 祠。 徒 王立調選。 行 "晚歸。 云 傭居大寧里。 24 《(豪俠類所引集異記) (太平廣記百九十六) (歌) 為主 一司駁放。 資財蕩盡。 僕馬喪失。 窮悴頗

として観ぜられるのである。 B 記 とある。 ので かゞ 收錄 あ した これ等は何れ けれども當時 ものであつて一つの物語が各種 も唐 代 の人が斯様 即ち此處に示した物語は何れ から宋初にか な物 語を り Ť 0 語 他 人 0) K h 傅 物 が を語り傳 語 ^ る 0 所に、 も科學に關する 源流となり又は形を變へて傳 又書籍に記録して傳 其 の背後に存する社 もの許りで唐時の人が前 會的 た へ ら ものを太平廣 事實 n が て 一等髴 70 た

甚

四九一

カゞ 作られ信ぜられ、 した樣に階級の高下を問はず科舉試驗に狂奔し熱中した所から、 又記録されたものであらうと理解するのは妥當である。 その事實にからんで斯様な物語

の二である。 所 ぞ 此 |の物語は何れも科舉試験に落第したが為めに窮迫したか又は貧なる故に及第し得なかつたか そうして斯様な例は唐時の此の種物語には往 々にして出て來る所である。 而して通

典

 \hat{o}

沈旣濟 の論文には當時地方の人々か科學の爲めに都に雲集し多くは空しく資産を蕩盡する有樣を論 U

T

猏 夫 (人有定土土無臘人。浮冗者多則地著者少。自隋罷外選。 (關中地力之產。奉四方游食之資。中略 且權分州郡所辟舉則四方之人無有遐心。端居奪業。而祿自 招天下之人聚於京師。 春還秋往鳥聚雲合。 及。

苟未及業常不廢。 若仕進外絕要掛乎京。 惜時懷祿孰肯安堵。 必貨鬻田產。 竭家嬴糧。 糜費道路。

交馳往復 是驅地著而安為浮冗者也 (通典十八選舉六)

祿

と言つて居り同じく通典に引かれた唐の劉秩は選舉の弊害を論じて其第七弊に 뤫 旅 往來熙費實甚。 非唯妨闕正業葢亦隱其舊產。 未及數學索然已空其弊七也 (通典十七卷選舉五)

と言 る寫 めに つて は普通非常なる巨費と長年月の修學を要した。 ゐるのは何れ も先に擧げた樣な物語の現實性の一面に對する證明である。 先に擧げた閼圖の記事の様に二十年 ® 唐時 科 擧に及第す も要した

例がある し唐の白行簡の著した李娃傳と言ふ小説には

有常州刺史滎陽公者。 中 略 時望甚崇家徒甚殷。 知命之年有一子始弱冠矣。 傷朗 有詞藻。 逈然不群。

京師薪儲之費。 深為時輩推伏。 謂之曰。吾觀爾之才。當一戰而覇。 其父愛而器之。曰此吾家千里駒也。 今備二載之用。且豐爾之給。將為其志也(太平廣記 應鄉賦秀才舉將行。乃盛其服玩車馬之飾。

とあつて人も許るし吾も許るした英才にして尚二年の修學費用の準備が必要であつた。 されば三十老

記類一()

カゞ 明經五十少進士の狀態が普通であつたとすれば唐代擧人の要した財的背景は葢し思ひ年に過ぎるもの あるだらう。

つたらう。 のが常識的な意味に於ける眞面目な人々にとつては第一に考へられねばならぬ問題となつて來たであ 財力なき寒賤の人は如何に才學あるも先づ人は登第困難としたのではないか。

卽ち斯樣にして當時にあつては權力と名譽とを持つた高位の官人となる爲めには先づ財力と言ふも

틶 時樂作酒酣。 肇策蹇亭則而過。 出郭十餘里。駐程俟頗爲倡。 明年肇狀元及第而歸。 刺史已下接

之。大慙恚云々(摭言卷三)

盧肇袁州宜春人。

與同郡黃頗齊名。

頗富於產。肇幼貧乏。

與頗赴學同日遵路。

郡牧於離亭餞頗

m

と傳へられ 唐為國人。 てゐるのはそれを示してゐると思ふ。そこで新唐書《卷七十一上》宰相世系表 傳世多。 而諸臣亦各修其家法。 務以門族相高。 其材賢子孫不殞其世德。或父子相繼居相

位。或累世而屬顯。或終唐之世不絕。嗚呼其亦盛矣

來なけ れて くあらんとを念願 なるとを家の名譽とし子々孫々此の如き國家の樞要なる官人たるの家門が永續するとを誇りとし又斯 あた前代的貴族の意識の中心へ、それに代つて經濟上の經營を如何にするかと言ふことがより重 ればならなか れてゐる樣に已に國家の統制下に服し從つて其の高級なる政治に關與し國家の高位なる官人と した門閥貴人の家に於いても家産の經營と言ふとは忽にす可らざる重大事となつて つたであらう。換言すれば血統の尊卑と言ふことが、より重要なることと考へら

へられねばならぬと思ふ。 即ち此に於いて彼等が 如何にしてその家門を經營しその社 さて前に引用した宰相 世系表の序にも家法を修めて家門の永續 會 的地位を維持せ んとし たか でを闘 の問 ると言 題

^確にして來る樣にならねばならなかつたと思は

n

るのであ

(81)

要なることとして次第にその位置を明

ふことが出てゐるし又宋の馬永卿の著した頗眞子 を見ると

唐世士大夫崇尚家法柳氏為冠。

公綽唱之。

仲郢

和之卷二

法な るもの う唐代の柳氏の如き名家にあつては家法なるもの は 何であるかと言ふに馬氏は柳家の家法の嚴格なりし例として、その家に屬してゐた一女 カゞ 重 んぜられたことが判明する。 丽 して其

近代士大夫言家法者以穆氏為高(穆寧傳百五五卷)

奴隷の貞潔

から

柳家

々法

の清嚴

なりし影響であつたと記るしてをり又舊唐書には

一 女 家 言

第十九卷

と言はれ新唐書には

真元問言家法者尚韓〔休〕穆〔寧〕二門〈百六十三、穆寧傳〉

と言はれてゐる所の穆寧の一家は

家法清嚴。〔穆〕養兄弟奉〔老父母〕指使笞責如僮僕。 登最孝謹(舊唐書同前)

が主として强調せられてゐるものであつた樣である。而して當時の人々の考に從へば家門の繁榮は先 とあつて、是等の家法なるものは何れも漢族道德觀念の根底をなす所の孝順貞潔と言ふ如き家族道 德

づ斯様な家族道德の嚴格に行はれることが必要であつた。

諸崔自咸通後有名。 歷臺閣藩鎮者數十人。天下推士族之冠。 (新唐書程子遠)

と記されてゐる名家崔氏の一族は唐時の人々が、

世謂。崔氏昌大有所本。(同前)

と評判したのであつたがその所謂「本づく所」とは

[崔士遠]曾王母長孫春秋高。 祖母唐事姑孝。 每旦乳。姑一日病。 召長幼言吾無以報婦。 願後子孫皆

若爾孝(同前)

跳の家訓にあつては と言ふ孝悌の德を指してゐるのであつた。馬永卿が唐世士大夫家法の冠たるものとして柳家の一族柳

111-族 遠長與命位豐約。 不假問龜著星數。 在處 心行 事 而已(十三柳 北 傳

と言つてある。 在處心行事而已と言ふことの内容は即ちその祖 公綽 0 たて

立已以孝悌爲基。 恭默為本。 畏怯爲務。 勤儉爲法。 肥家以忍順。 保交以 簡

恭

굸

々

同

īij

を遵守することにあつたので あ る。

ゐるのに比して物質的 斯様に家門の永久的繁榮の為め ?經濟的 方面 12 必要とされ 至つては極めて消極的であり、 る家法は其 の精神的道德的方面 却つて穆寧と共に家法の清嚴を以 が甚だしく强調 کځ À

E

つて聞えた韓休 の子孫の一 人 视 の如きは

清潔疾惡。 不為家人資產(新店書百二

と言ふ樣な家庭經濟には無關心な態度を探りそして斯樣な態度が賞讃に價ひすることゝして貴人の間

に承認され る傾向 かゞ あ うった。

趙) 憬性 清約位 台字。 而第室童獲。 猶儒先生家也。 得禀入先建家廟而 竟不營產 (十趙憬傳 Ī.

とか

とある 33〕生平不治產。 は 侗 n も韓滉と同 有勸營之者。 じ様な態度を持した人と考へ 答曰。 禄廩雖 薄在 B 我則 n 有餘。 る。 田 莊 何 所 取 事 十新五唐

> 部百 傳六

しこれ等の考へ方は 面には當時 の貴人が已に玉井氏 も説 か n てわ . る様に國家の法律 を枉 V

第十九卷

第三號

рц 九五 M

唐代貴人に就いての一考祭

(83)

を虐げても家産を肥大させ様とした現實に對する一種の抗議であるとも考へられ

盧坦 雖大臣無厚音。 中略 爲河南尉。 其能積財者。 時杜黃裳為尹。 必剝下以致。 召坦立堂下曰。 如子孫善守。是天富不道之家。 某家子與惡人游破產。 不若恣其不道以歸於人 志察之[。] 川田。 凡居官康

(計店書百五

と言ふのは斯る抗議の積極的な表現として理解される時史的な意味が生ずるであらう。

柳玭の家訓にあつても此の點は

流官則潔已 中略 潔與富不並(新唐書百六)

と言つて警しめてゐる。

ӛ八語として説所入莊課を擧げてゐるのも斯る貴族的精神の發露と考へられるのである。 又一面には財貨のことを口にするは彼等の貴族的性格が許るさぬ事情もあつたであらう。 李義山が

のは勿論のことで説所入莊課を笑つた李義山も一方では倉庫不點檢や莊園不收拾を以つて須貧の條 m し當時の常識的な一般貴人が凡て斯樣な抗議的態度や貴族性のみでその家庭を經營したものでな

件としてゐるのは肯づかれることゝ思ふ。(據李義山雜纂)

や碾磑店舗車坊乃至奴婢及び生産力としての莊客の類であつた。そして土地には莊園や第宅或は園⑩ て唐代貴人の重要なる財産は何であつたかと言ふに是に就いては已に玉井氏も指摘された樣に土

圳

本質的 꺹 圃 0 别 如 な財 野 きる 莊居。 產 のが包含されてゐるのは當然である。 であ うった。 或 は軍 彼等 1: 蔣 は其 等と呼 處 で 靜 ば カっ れた住宅に附 に讀書し 而して是等の財産の内でも郊外に設けられた別業。 思 索し叉著書し 麗し、 或は 獨 気立に存る たのであつた。 する 田 園@ は貴 人に とつては

尴 群 居 1鄭之圃 H 讀書業成東遊 (南部新書癸)

とある は 代宗德宗時代 の人盧 群。 カゞ そ 0 田 園 に於い て學を修め後それを以つて長安に至り官を求 め h

L ŤZ 物 語 0 冐 頭 であ る。 更に

裴 (休)兄弟同 學于 濟源 別 野(家墅))休經年不出聖門。 **晝講經** 夜課試賦 (新店書) (告店書首七)

意味 とあ t る 裴休 る į Ŏ 0 别 な 聖は る可く、 その故郷濟源 其處 に彼等兄弟は學業の研究にいそしんだことが 13 あ b 新書に家墅に作 つて ある處を見 れば 眀 か Ī. に家 であ る に附 叉官 屬 난 3 を能 田 園 (K

李日 知陳請乞骸骨〕及歸田園。 不 事 產業。 但葺構池亭多引後進與之談 Ž, (落唐書百八十

々

を送る所であつた。

時はそこに歸つて自適の生活

け とある る農業的 はその 生產 例 であ をなす る。 H 當時 園 0 地 般に に歸ることを意味したと思はれ 歸 田 園 0 語及 々用 ひら ñ るが . る。 ※多く 李日 は官を罷 知 カゞ 事 とせざり め 12 る後その 產 産業とは 郷貫に於 勿

そして又文化の指導者 で あ h 創造者であり又その生活者であつた所の彼等が、 その文化を享楽する

第十九卷

第三號

pu

九七

唐代貴人に就いての一考察

論

か

>

る

H

園

0 經營

のことであらう。

72

所でもあつた。

[王維] 晚年長齋不衣文綵。 得宋之問藍田別墅。 在 酮 口 ф 路 與道友裴廸浮舟往來。 彈琴賦詩 嘯詠 終

H 嘗聚 其田園所為詩。 號輞川 集(哲店書百九

襲産業であると言ふ性質であつた。 īfīī L 最 も大切なことは是等の田 園 が彼等貴人にとつて經濟的保證であり家門維持の爲 そして前に述 べた諸性質の如きは寧ろ此 の最後に擧げ めの永久的 た特性 に自 な世

〔王〕方翼父仁表。 貞觀中為岐州刺 史。 仁表卒。 妻李氏為[大長公]主所斥。 居鳳 泉別業。 時方翼

ら附屬するものであるとも言ひ得るであらう。

幼。

乃與傭保齊力勤作。

苦心計

功。

不虛棄數年。

闢田敷十頃

云

ķ

とあるは 傾 か んとする家産に對して家傳の鳳泉別業が 田 「園としてその經濟的保證となつたことを物語

る。 牛 僧孺 叉 略 隋僕射奇章公弘之裔。 幼狐下。 杜樊郷有賜田數頃依以爲生

とあるはその 祖 10 賜 つた 田 園 図が子孫 に傳 B れて僧孺 の立身の經濟的保證となつたものであ る。 顧炎

武は 牛僧孺 0 此 0 田 屋 12 就 į, 7

と言つてゐるが或は隋の牛弘に賜はつたものが斯樣に子 上略 則 知隋之賜 田至唐二百年而猶其子孫守之。 云々 (日知錄卷十三。 名敎)

ク孫

ヶ傅

^

ß

れたか

と思は

n

ろ 0

叉宋の錢希

司空 圖 侍郎 中略 天祐 末移居中條山王官谷。 園廻十: 徐里。 咯略 灌 良田 數十頃。 至今子孫猶存。 為司空

之莊耳(南部新書字)

と言つて唐末 の有名な司空圖の莊がやは り子 孫の生活安全の 為 8) 0) 經濟的意味を有 じて ゐたことを 傅

卽 ち唐代貴人の經營したる 田 園の重要なる意味は斯樣に家門の繁榮の保證子孫生活の安全と言 ふ處

して行はれたのである。

12

あ

ħ

彼等

の家産經營の

全關

Ė

は

田

園を中

心とし、

家庭經

一湾に関す

る努力や訓

戒は主として

H

園

に關

T

12

れば貴人階級に屬する最も常識的な母性愛に富める婦人は

z

唐崔 群 為相。 清名甚重。 元和中 自中 書 含人 知貢 學。 旣罷。 夫人李氏因暇 日。 常勸 其樹庄田。

孫之計(廣記百八十一頁舉類四參看)

と言ふ様に夫の清 廉なる主義に ż 關らず子 孫 の為 めに 田園 を經營せんことを其の夫君 に向つて

てゐる。又李襲譽は淸廉を以つて聞えた人であつたが猶ほ

以充衣。 毎 謂 子 孫曰。 所寫得書可以求官。 吾不好貨財。 以至貧乏。 吾沒後爾曹勤此三事以無求於人矣 京城 有 賜 田 十頃。 耕之可以充食。 궄 Ż (到蓝、大唐新語。 清廉第 河南 有賜桑千樹。

唐代貴人に就いての一考察

第十九卷

第三號

四九九

以為子

と懇ろに慈父としての思ひ遣りを以つて子孫を敎訓したのである。

うとしな 貴人の中には前に述べた様に高踏的態度に出で理 か つた者もあつたけれども姚崇の様に實利 的實際的 想に生きんが |な政治家として有名な人に於いてはその 為めに敢えてその家庭經濟を顧みや

めて即現實的であつて經濟的要素が家門維持の上に極めて重大性あることをよく

察してゐた。それ故に

家訓

に於いて

も亦極

滿。 預為定分將以絕其爭。 先分其田園。 人惡其上。 **介**諸子姪各守其分。 富則鬼瞰其室。 中 略 汝等身沒之後亦教子依吾此法(芸典書九十 廣利 仍為遺令以誠子孫。 其財。 中 略 莊田 水磑旣衆有之。 其略曰。 古人云富貴者人之怨也。 遞相推倚。 或致荒廢。 貴則 中 咯 神 所以

に反 と言つて家庭經濟上に關して周到なる家訓を遺し子々孫々永く之を守らしめんとしたのである。 --て李日知は理想家的にして家庭經濟と言ふ如きものを顧みやうとしなかつたからして i n

弟名宦末立。 初 [李]日知將有陳請[以乞骸骨]而不與妻謀。 何為遽辭職 也。 中 嗒 及歸田園 不事產業。 歸家而使左右飾裝。 但葺構池亭多引後進。 將出居別業。 與之談。 妻鷲曰家產屢空。 中略 後小子伊 子

衡以妄為妻。費散田宅。仍列訟諸兄。家風替矣(在唐書百八十)

とつては と言様な沒落的家運を招來することになつたと考へられてゐる。 斯の如きは姚崇の様な現實主義者に

豈唯自玷乃更辱先。 無論曲直俱受嗤毀(景傳姓

と考へられるものであつた。

されば當時の貴人に於いては田産は之を營むのが常識的な態度であつて特に清廉にして之を營まぬ

ことを標榜する者あれば人は之に對して田園を營むことを勸說したことが往々にして記錄されてゐる

[高郢]生平不治產。

有勸營之者。

答曰。

祿稟雖薄在我則有餘。

田莊何所取乎。

(新唐書百六

是は全く自分一個の淸廉主義から出た態度であつたが

及身沒後皆無賴子弟作酒色之資。 張〕嘉貞雖久歷淸要。然不立田園。及在定州。 其無謂 云《(張喜貞傳) 所親有勸 植 田業者。 嘉貞曰。中略比見朝士廣占良田。

とあるは田業を營まね一半の理由を子孫をして却つて腐敗せしむるが爲めであると言ふ所におき、 元

來斯樣な永久的財産はそれによつて子孫が益々繁昌するこそ謂れあるなれ、

斯様に世上一

般の例

かゞ

却

つて子孫の腐敗を導く結果となつてゐるのでは田園を營むも何等の謂れなきものとなるだらうと考へ

たのである。

嘉貞は此 の見解に立つて 田園を立てなか つたかも知れないが 一般常識的貴人が嘉貞と同 態度を執

ることは勿論 田來なかつた所で新唐書に

唐代貴人に就いての一考察

[李]叔明素豪侈。 在 蜀殖財廣第舍田產。 **歿數年**。 子孫驕縱。 貲產皆盡⁰ 世言多藏者以叔明為鑒云

第十九卷

第三號

五〇一

(香四十七)

階級 Ġ とある 0 であらう。 般 Ō ば かぎ 益 張嘉貞の 々深く之を鑒として家産の守らざる可らざることに就いて子孫を戒飾 姚崇が諸達官子孫の衰落 恐れた様な子孫 Ó 放逸 の原因 1 對 でその放縦 ï 业 上の多職者 0 為 即ち貴人も勿論その めとし深く之を警し 中 Ď Ü 12 tz 12 入 0 事 實 ż る 所 同 z の富人 樣 傅 な る

維 神 であ 持 Ö Ŀ ર્કે હ 1 は 即ち彼等貴人にとつては勤儉と言 絕 對 13 必要なるものであつ た ž ふ經濟生 n ば柳玭 活 もその家訓 Ŀ 0 德 目 は の内 極 め て消極 にその 祖 的 公綽 0 如 の家法 くして然 を 述

勤儉為法ことを訓へてゐるのであり又

とある裴氏 表 川 性 の家法に 簡 儉。 子取 あつても又勤 楊 收女。 齎 一般が財貨に 具多飾 金玉。 對 する重要守則であつたことを示してゐ 坦 命撤 法日。 亂我家法。 世清其聚(十二要坦傳 る。

らない 斯く て子孫繁榮家門維持 と言ふ のは 單 i. 個 ħ の為 の家庭に於 め 0 祖先 6 て要請 傅 來 Ó せられた生活守則 主 一地就 中 田 園 を子 であ 孫 72 る る 0) Ł Ź Ď か ならず、 能 く守 又貴人社 り經營せ 會 ね 0 ば 通

念ともなつてゐたのである。

· 業當百代保之。 É 張 東之有 林園 王。 作新 一縱欲之。 間書 在 州 奈何令其子孫自鬻焉 西 公府多假。 李〕皐將買之。 馬 〕彝斂 袵 illi 日 張漢陽有中 -興功。

とあるは正にかゝる觀念を示すものであると思ふ。

敬に價することゝされ且つての子弟の登科するものも非常に多かつたことは

と言ふ樣な言ひ傳へが行はれたことからも想像されるのであつて、これは一面全く彼等の家庭 ·相有言。 前輩重望族。 輕官職。 中略是歲(代頃)慈恩寺題名成以族望題畢(太平廣記二百七十)中略是歲(文宗)慈恩寺題名成以族望題畢(太平廣記二百七十) の經營

法なり又は庭訓なりが遷り行く社會狀勢に適應した為めであると考へられる。

導すると言ふ任務遂行の爲めに必要不可缺の「書籍」これであつた。 精神生活を豐富にする許りでなく、 III して唐代貴人にとつて猶ほ一つ此處に本質的な財産があつた。卽ちそれは彼等に敎養を與へその 彼等の家の本質的使命である所の官人となつて位に居り愚民を教

に承認せられ唐六典の中にも法制的にしかく概念附けられてゐる。@ 唐代に於いても士卽ち官人階級者は文武を修學するを以つて業とするものであるとの考へは傳統的 故に唐の范攄も一商人の言なりと

熟詩書明禮律。 其惟士大夫乎。 非小人之事也(雲溪友議卷十二) して

と言ふ語を傳へてゐるのである。 柳玭も又子孫を訓ふる家訓の中で

夫門地高者可畏不可恃。 可畏者。 立身行已。 一事有墜先訓則罪大於他人。 雖生 可以苟取名位。 死何

第三號

五〇三

唐代貴人に就いての一考察

91)

以 見祖先於地 ፻ 不 可 恃 者。 門高 則自驕。 族盛則人之所嫉。 實基懿行 行 人 未 必 信。 纎 ^取 瑕微累· -|-手 邻 指

矣。 所以承 世 胄 者修已不 得不懇。 為學 ネ ·得不堅(苦唐書百六

と言つて世襲貴人 0 子 弟 は 特に學を修 め って家門 0 維 持 梦 圖 3 0) 義務 あることを强調 Ũ 唇 先喪家の

五大

失の一 とし

不 知 儒 術 茅 悦古道。 懵前 經 m 不 恥 論當 亚 īm 解應。 身旣寡 知。 惡人有學 同 前

Ī あ る 0 は 學 問 かゞ *貴人に とつ T 如 何 13 重 要な 75 ŧ 0 で あ b 又本質 的 な b 0) で あ る ع 考 Ğ n 7

カコ を示す ź 0 で あ る ع 思 は n 50

脳する 遺 ž 行 た z 物 余猶及見老儒 Ž 始 Ì n 0 る ż 上で 1 ば唐代に め 7 唐代 tz B خ 漸く 時代は 3 0 1 先生。 於い 於 n を 唐 τ 見 末 唐末頃と考 T 70 る 13 7 自 書籍 及 るのは正 は に過ぎな 言其 'n 修學 0 で り貴重 少時。欲求史記漢書而 始 1 しく、 る Ç め 必要な詩 0 の T 且高價なりし 唇⑪ カゞ で 今 先 Ď とか Ĥ づ妥當なる ģ 書禮樂法律 カ小學に關す ع FI 難も 刷 は葢し想像以上であつたらう。蘇軾 術 博 カゞ 不可得。 隋 土 वि 3 史書 一の説 代に < る 從 ż 0 Z つて 果 類 0 幸而 して始 或 否定することは出 は猶未だ版 त्ते は 得之皆手自書。日夜誦 道向 村 なまった個 博 敎 士 P 佛 カゞ 本とさ 唐代 とす 敎⑪ 13 來 を以 れな 關 るも文化的 13 3 0 る宗教 李氏 つて カコ 讀惟 つた ع 猶寫 山 房藏 樣 恐不及云 書 Š 1 贞 で記 本 0 時 13 頫 利 鍅 から 用 刊 Þ

卷波

二十三蘇軾文によるに徳潜。唐宋八家文讀本

とあり、 蘇軾 は略北宋後葉の人としてよいか ら此の老儒先生の少時は又略北宋の中世を指すと考へら

n 板 本の 相 温當行は、 れた北宋中世 一猶此 の如くであつた。

叉その所 傾に は疑問ありとはさ れてゐるけれども宋の王明 淸 の揮塵餘 話 13 あ

言刊之。 即 行書籍創 覚見於此(2(卷二所引陶)

母邱儉貧賤時嘗借文選交游問。

其

人有

難色。

發憤異日若貴當板以鏤之遺學。

後仕王蜀爲宰。

と言ふ 所傳電 の如きは唐末の頃に於いて書籍の稀少と高價が如何に寒庶にとつては障碍であつた . を示

すものと思は n る。 故に宋の葉夢得

唐以前

凡書籍皆寫本。

未有模印之法。

人以藏書為貴。人不多有。

而藏者精於譬對

(石林燕語卷八)

と言つて ゐるのであつて唐人は書籍を極めて貴重し之を田園の如き基本的財産と共に子 孫 12 傅 以つ

て子孫が教養を深め 李襲譽は先にも擧げた樣に清廉なる人であつたが書籍の聚集には大いに努力したのであつて 或は家門の 維持の為めに謂ゆる 士業の具として利用せんことを 訓 ^ 72 のであつ

所 得俸祿散給宗人。 餘貲寫書數萬 ·卷(舊唐書五十九、李襲譽傳·卷(劉肅、大唐新語清廉第六及)

と言は ņ それを子孫が仕官の為めに利用せんことを訓言してゐる。® 又家法の嚴格を以つて謳は れた

柳公綽

柳公綽家藏書萬卷。 經史子集皆有三本。 一本尤華麗者鎮庫。 又一本次者長行披覽。 又一本又次者。

第十九卷

第三號

近〇近

唐代貴人に就いての一考察

後生子弟爲業。皆有厨格部分不相參錯(南部新書丁)

とあつて家門の榮譽と繁昌を願 つた彼が永く子孫の為めに斯の如く書籍を遺すと言ふことは當然でな⑩

ければならぬ。

あると言ふことが出來やう。 生活を助長し啓發し且つは社會的地位を保證せしめるに缺く可らざる貴人家庭の本質的遺産の一つで 斯 て田 園 が貴人の家庭に於ける物質的生活の本質的遺産でありとするなれば書籍も亦實にその精神 故に田園を守り營み發展せしめることが子孫の義務であつた樣に家傳

書籍を大切に保存することも叉子孫に課せられたる義務でなければならなかつた。

傳載)圖

杜兼嘗聚書萬卷。

每卷後必自題云。

倩俸寫來手自校。

汝曹讀之知聖道。

墜之鬻之爲不孝。(太平廣記二

とあるは杜爺が子孫に對して孝道の觀念に訴へてその義務を强調したものである。

そして以上述べた様な個 | 々の家庭の經濟的生活に關する庭訓は當時決して單にそれ等の家庭に於い

々の家庭を全般的に包含する所の全貴族階級に普遍安

當なるものとして編 く貴人の子弟に要請せられた訓戒でもあつたと考へられ る。

即ち宋の孫光憲が

7

個

々に行

はれて

るたのではなくて

寧ろ是等個

唐咸通中荆州有書生。 號唐五經者。 學識精博。 實曰鴻儒。 旨趣甚高。 人所師仰。 中略常謂人曰不肖

子弟有三變。 第一變爲蝗虫 謂陽莊而食也。 第二變爲蠹魚。 謂鬻書而食也。 第三變爲大虫。 調賣奴

婵 而食也。 三食之輩何代無之(北夢瑣言卷三)

て當時斯樣に莊園や書籍や乃至は多數の奴婢を擁してゐて、 と言つてゐ るのは唐五經と號した學者がその接せし貴人階級の子弟に向つて發せし一種の訓言であつ 唐五經 の訓言の真に必要であつた様な階

る訓 級者は貴人より他に無かつたことは旣に學者の研究し又此の論文が上來說いて來た所である。匈 言は全貴人階級者の指導的立場にある人々の通念であつたことが認められ貴族階級に於ける家門 卽 ち 斯

0

導され 等の意識の内に新なる意義を發見するに至りそうして又此處に舊來の門閥貴族は斯樣な生活觀念に指 祉 會的 つゝ自が家門を新しい社會狀勢に適應して愈々繁榮せしめんとし且又その全階級をして徐 地位と財富と教養と言ふ三つのものは此處に密接なる關係を有する一個の生 活觀念として彼 々に

新階級構成者たるに適する樣おのづから變質せしめて行つたものであると考察することが出來るであ

昭和九年三月三日朝

史學雜誌第三十四卷。玉井是博氏論文唐時代の社會東田考察。

らう。

(完

誰

- 2 仁井田陞氏著唐令拾遗序說第二。 の書き入れてあるは官品令に基づいたものとされた。 六十一頁以下及び封假令第十二。三百十八頁—九頁參看。 **猶ほ氏は六典に引用のものに官品**
- (3) 氏は令集解の繼嗣令繼嗣條集解に引かれた古記所引の唐令に依つて記錄された。―唐令拾遺三百五頁。
- 4 唐令拾遗三百五頁一六頁參看。
- (5) 同前誊看。

唐代貴人に就いての一考察

第十九卷 第三號 五〇七

- (6) 舊唐書卷四十二職官志。 通典卷四十大唐官品開元二十及唐令拾遣官品令第一參看。
- 7 唐令拾遗滁令第十三。三百二十一頁以下參看。
- (8) 前揭書田令第二十二。六百十七頁—二十頁參看

前掲書田令第二十二。

- 9 六百四十五頁―五十一頁。特に六百四十 六頁參看C
- 10 前揭書選舉令第十一。三百頁—一頁及二百九十七頁參看。
- (1) 罪。 仁井田氏は通典卷百七十刑八寬恕の項に、太宗管錄囚徒。 丽 肆重 刑 手 中略 更令百僚詳議。 於是玄歸等復定議日。 按禮孫爲王父尸。 悯其將死³ 爲之動容。 按令祖有陛孫之義。 顧待臣日 刑典仍用。 然則祖孫親重o 蓋風化未洽之咎。 而而殿兄弟屬
- とあるを引いて参考に供して居られる。

15

(13)

新店書卷百三十二本傳巻看。

- 12 東亞經濟研究第十六卷、 小烏祐馬博士論文o 支那の學問の問定性と漢代以後の社會。
- (14) 劇談錄二卷は唐の康駢の作とされてゐる。 又同總目によれば近本は太平廣記中の文と全く一一 新唐書藝文志十九によれば康輔劇談錄三卷字鑑言乾となつてゐる。 相合する故當時の眞本にあらずして後人廣 (十二小說家類三參看) 四庫全書総目に

配によつて書を爲したものとしてゐる。蓋し是ならん。今假に學津討源本による。

五代の王仁裕が民間の傳説を集めて作つたと言はれる別元天変遺事によれば り滲着のこと、に兩書の批判あ に元寶の字があるからであると唐の李冗(近本)の獨異志卷中(近本)に載せてある。 長安富民王元寶楊崇義郭萬金等國中巨豪也とあつて此の三人の富豪は庶民であり商人であると考へられる。 ふ人は玄朱の時代に非常に有名であつている~~の像説のある人である。玄朱の頃の人は錢のことを王と言つた。それは \天变遗事項及同書百四十四卷獨異志項/四庫全書總目百四十卷小說家類一開元 猶ほ王元寶と言

(15)

六頁參看o

- ⑰ 前揭論文二百八頁—九頁參看。
- ◎ 史林第十四卷、岡崎文夫氏論文、南朝貴族制の起源百八十一頁─二頁巻看?
- ⑩ 同前拐論文百八十三頁以下。
- ⑩ 同書六百九十八頁巻看。
- 23 摭言(五代王定保)卷一に進士科始隋大業中云々とあり又唐書藝文志(卷五)に劉肅大唐新語十三卷元和中江とある大唐新語によ 煬帝の時から起つたとある。御批通鑑辭覽卷四十七には〔大業二年〕始建進士科とあるけれどもその根據は意外に蒞弱と思はれ れば暗煬帝改置明進二科。國家因隋制。增置秀才明法明字明算。並前爲六科云々(卷十)とあつて進士科の如き科學制度が隋の

30

24 **陔餘叢考卷十七。**六朝重氏族項參看。 未だ從來のものと變りなく唐の所謂科舉の一科目としての秀才科とはや、異つたものであつたかも知れない。 にかけて彼等兄弟三人が秀才科に登第したとあるが劉肅は秀才は唐の增置した所となしてゐるから或は開皇末大業中の秀才は

皇末の天下一統事業の最高潮期に現はれたことは疑ないと思ふ。猗隋書卷七十六の杜正玄傳及び正藏の傳には開皇末から大業

而し要するに唐代の科學の一科としての進士及び明經(なれば)從つて唐代行はれた如き科學制度が稍、

② 歴史と地理第九卷。内藤虎次郎博士論文概括的唐宋時代觀攀看。

26)

此の表に用ひた文献は

- 的であるから今事ら之に依りその不充分なる所を他の諸書によつて初ふ様にする積りで他書か荖着した。 通志襲文略卷六十六譜系項を主とした。本論にも言つた如く此の書が一番唐代の譜牒を多く載せ又其の分類法も最も合理
- c, b 新唐普卷五十八、藝文志譜課類を巻着。又本傳は勿論巻考のこと。但し此の中に岑義の氏族錄が「亡」と註されて祓つてぬ 舊唐書巻四十六經籍志上雜譜牒部及び各列傳を巻考とした。

唐代貴人に就いての一考察

第三號 五〇九

第十九卷

隋の大業初或は開

第十九卷

思はれたけれども何にも言つた様に通志を中心として考へる今の場合割愛した。而し割愛しても彼の著書は依然玄宗を中 るが彼は略々容宗の頃に氐族鋒を修したことは舊唐書の本傳(卷七十)に明記されてゐるから、此の論に引用してもいゝと

心とした時代(警費)以前の作である故に本論の為めには有力な傍籤にはなつても決して妨げにはならない。又册府元龜

0)

姓氏譜二百卷を著はしたことを元龜は誤解したものと思ばれる。 永徽初に呂才が撰したとある姓氏錄は誤傳であらう。恐らく新唐書や會要にある様に許敬宗やその他の人々と通志の所謂

e、 册府元龜卷五百六-は、 唐曾要三十六氏族:

新ほ貞觀氏族志に就いては註⑩**巻**看。 玉海卷五十は他書の及ばざる特徴がある、 故に是は父有力なる参考資料となるのである。

⑤ 前註a巻看のこと。

28)

通志卷六十六藝文略譜系項の註巻看り

- (a) 前拐普巻看。
- 前揭册府元龜參看。

(20)

- (31) の誤りなることは本論に説いた通りである。 通志氏旅略序には彼はやはり柳芳の永泰〔新〕譜を他の諸書と共に總譜の項に入る可きものと考へてゐたことが表れてゐるが是
- (32) になって百家類例を作ってゐる(十九頁)が此の論文では彼なも「玄宗な中心とした時代」の中に入れて考察した方が便利である した人たとへば幸逃とか齋穎士とか柳沖とか又は孔歪と言ふ様な人々の時代を指すのであつて、孔至の如きは玄宗の退位以後 玄宗を中心とした時代とは必ずしも玄宗を以つて限界とする意味ではなく、凡そ玄宗の前後の時代に氏族譜の編纂に關係活躍 と思はれる。以後本論に此「玄宗心中心とした時代」の語の出て來た時は本註の意に解す可きである。

1

表B参看のこと。

(1) 歷史と地理第九卷。內醛博士論文。概括的唐宋時代觀巻看。

(35) 如何なるものであるか判らないが活字に組まれた所を以つて見れば今日唐會要兵族、新唐書十五高士廉傳、通鑑百九十貞觀十 闘立北平圖書館館栞第五卷及び第六卷の何れも第六號に燉煌出の貞觀氏族志の殘卷と稱するものが紹介せられてゐる。原本が 二年條に傳へられてゐるものとは甚しく異つたもの・様である。第一上奏の年月が異り又書限に入つた姓氏の數が異つてゐる。

氏が記述されてゐる。而るに之が貞觀年中に高士靡等によつて上奏された姓氏譜の類に違ひのないことは殘卷の終りに附され た上奏記によつて確かである。次にそれを示さう。 此の所謂貞愬氏族志殘卷なるものは採用してゐない樣であつて各郡の名の下に恐らく家門の高下に從つたと思はれる順序で姓 第二に隴西の李氏を筆頭とし外戚を次とし崔民幹(低るじ)を第三とする所の天下の氏族を通觀して之を九等級にする分類法を

以前太史、因堯置九州。今為八千五郡。合三百九十八姓。今貞觀八年五月十日壬辰。自今已後明加禁約。 結婚之始非舊委怠。必須精加研究。知其囊譜却承不虚。然可為疋。其三百九十八姓之外。又二千一百雜姓。非史籍書 前件郡姓出 許

勅令臣等定天下氏族。若不別條舉。恐無所憑。准令譯事記。件錄如前勅旨依奏 祿大夫維吏部尚書許國公士康等奉

雖預三百九十八姓之限。而或雄官混雜。或從賤入良。營門雜戶。慕容商賈之類。

大蕃歲次丙辰後三月庚午朔十六日乙酉魯國唐氏茲獨悟真記勘定

とある。

以為氏族志。以程幹為第一等書成。太宗謂曰中略今定氏族者欲崇我唐勍冠冕垂之不朽。何因崔幹為一等。列為第三等。合二百。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。 貞觀十二年正月十五日修氏族志一百卷成上之。先是山東土人好自矜誇以婚姻相尙。太宗惡之中略 韶禮部尙書高土廉(等) 中。 大蕃談次云々は書寫勘定の年月であることは明らかである。第一の相違に就いて考察して見やう。會要に

九十三姓千六百五十家分爲九等。頒於天下

〔貞觀十二年〕東部尚書高士廉〔等〕中吟撰氏族志。成上之。 先是山東士人崔盧李鄭諸族好自矜地望中吟命士廉等徧貴天下譜課 とあつて岡點を附した所に注意して讀めば貞觀十二年以前に已に「氏族志」なる書の完成されたのを知る。 叉通鑑によれば

唐代貴人に就いての一考察

(99)

雖有譜。亦不通。如有犯者。剔除籍。光

第十九卷

捨名取實而卿曹猶以崔民幹爲第一。是輕我官爵而徇流俗之情也。乃更命刊定。專以今朝品秩爲高下 中華凡二百九十三姓千六百捨名取實而卿曹猶以崔民幹爲第一。是輕我官爵而徇流俗之情也。 ののの ののの ののの 03 山東舊門邪一今欲盤正訛謬o

五十一家。頒於天下

唐代貴人に就いての一考察

從つて書限に入つた姓氏の数の相違も勿論有り得ることである。第二の相違について考へて見やう。果して此の殘卷氏族志な 觀六年又命高士靡等定氏族明加禁約云』と言つてあるから前述殘卷は恐らく此の六年の撰になるものではないだらうか、 利渉の編古命氏の卷末に諸氏族譜一卷が載せられてゐたことを記るし「云梁天監七年申正王僧孺所撰傳士流案此譜乃通昏姻「正 は長曆に合しないから何か筆寫の誤りか存する様に思はれる、玉海卷五十の譜諜の項編古命氏條には王應麟が書目を引いて李 文意を以つて通鑑を讀む時殊に然りである。果して此の考が正しいとすれば「乃更命刊定專今朝品秩爲高下の前の氐族志こそ北 ならぬ。而るに 此の殘卷は 郡を列擧してその下に 姓氏が殆んど家門の高下の順と 思はれる方式に於いて記されてゐることは るものが最初に高士廉によつて上られたものなればその順序は天下の氏族を通觀綜合して九等の順に配列したものでなければ い様であるから所謂殘卷と現今史料に傳はる所傳を合理的に配置しやうとすれば以上の樣に考へられないことは決してない。 上つた氏族忠と太宗が更に刊定せしめた氏族忠との間に若干の年月の開きを想定しやうとする考へ方を否定する事實は別にな 猶ほそれでも長暦に合しないが同年六月十日なれば正に十日は壬辰に當る故五は或は六の誤字かも知れない。高士廉等が先に とある。先是の二字を山東士人云々に懸るものとせす次の岡點を打つた所に懸ると解することは決して不當ではない。 その末尾に閲覧に便する爲めに 特に 斯る形式のものを附加したもので 偶々其の部分だけが 残つたものではないかと考へられ (参看) /不思議でなければならない。而し思ふに是は恐らく十二年度のと同じ様に先に上られた氏族志も九等に配列されたが同紹介 / 不思議でなければならない。而し思ふに是は恐らく十二年度のと同じ様に先に上られた氏族志も九等に配列されたが 圖書館館薬に紹介されてゐる貞觀八年のそれであらうと思ふ。而し此の氏族志の紹介者も言つてゐる樣に八年五月十日壬辰

る。その證據は前掲奏記の△符を付した所を玩味す可きである。

のそれと同一物ではないことは明かである暫らく卑見を述べて先達の高数を仰ぐ。 以上説いた如くであるから是は正しくは貞觀六年度氏族志と謂はる可きものゝ殘卷ではないかと思ふ。而し、決して十二年

- 舊唐書の高祖本紀によれば李唐は隴西の出である。
- 36 (17) 此の譜は種々の名種で呼ばれてゐることは表本の備考に示す通りである。今通志、新唐書藝文志舊唐書經籍志に依つて「姓氏

譜としておく。

舊唐書卷百八十九下柳沖傳參看。

(B)

(39)

隋曹卷三十三經籍志は唐初現在の諧系を聚錄したものなるが魏晋以來の一般氏族を綜合通觀したものに當時の國號年號を冠せ

(10) 隊餘叢考卷十七。 六朝忠臣無殉節者項參看のこと。 たものは見當らない様である。

(1)

新唐書卷百九十一忠義傳上巻看以

(12)

あれども本論の進行を妨げる様な誤謬はなく何れも是正し得るものである。

宋の洪邁は新唐書宰相世系裴皆承用逐家譜牒。故多有謬誤(築签三)と言つてゐる通り往々にして新舊唐書の列傳と相異の箇所

韓愈の所謂「今年」が何年であるか判明しないが文献通考を二、選擧考二は(貞元)十九年敕禮部擧人自春以來久愆時雨。 念其旅食 **迎典卷十五。選舉三巻看。**

(H) (B)

南楚新聞は新唐書九巻襲文志によれば尉遲樞南楚新聞三卷人。となつてゐる。太平廣記は之によつたものであらう。 京邑資用展空。其禮部舉今年宜擔停の次に一段下げて此の文を載せてゐる猶全唐文卷五百四十九拳看。

(16) **(**15) 太平廣記所載全文學讀。

(19) **(**18) (II) 受験生が如何にもして登科せんものと、あせる結果、不正が働くに到るであらう。それ故に禮部閱試之目皆嚴設兵衞。 前揭摭言卷一。 王定保摭言巻八に歳せられた許棠の巡事巻看。許棠その人に就いては新唐書高武像に付傳あり。

と言ふ嚴重を極めた豫防が行はれた。斯様な豫防は受驗生一同に對して行はる可きものであるから家門の高下等は問ふてゐる 之。搜索衣服譏訶出入以防假濫焉。 (通典第十五選舉三)

莽棘圍

第十九卷

第三號

正三三

唐代貴人に就いての一考察

第十九卷

夫宰相公卿非賢不在選。而有司以隸人待之。誠非所以下賢意。羅賴遮敝疑其姦。又非所以求忠直也(允舒元與傳 人 逸はないであらう。 元和の進士舒元興と言ふ人は受験生に對して斯様な苛酷な取扱ひを為すことは中略宰相公卿由此(報)出。

と言つてゐる。而し試驗を公正に爲すためには是も止を得なかつたであらう。

試驗に權門勢家の子弟がその擁威を利用したり又は受驗生が權要を利用したりする情質請託の關係は相當行はれた。

卷六百五十一質舉部の謬濫の項に

德宗貞元五年禮部侍郎劉太眞貶信州刺史。太眞性怯懦詭隨,其学貢舉。宰臣姻族方鎮子弟先收擢之云々

造請權要韶之關節(和刻本國史) とあるのや李隆の國史補下に

に於る如き複雑なる情質請託の關係は一に斯様な所から起るもので朱の洪邁は是等の事情に就いて に、王相起長慶中再主文柄。志欲以白敏中爲狀元と言ふ様な記錄のあるのは其を物語つてゐる。舊唐書百六十八卷の錢徽の傳 唐世科學之柄顯付之主司。仍不糊名。又有交別之厚者爲之助。謂之通勝中略亦有脅於權勢。或撓於親故。或累於子弟。皆常

とある當時の流行語からも其れが推察される。一體唐時の試驗に猶主司の自由意志が和當深酷に働き得たのであつて摭言卷八

情所不能免者(第五卷)

てゐると思ふ。 (海彎看のこと) 異にし何れも罪悪感なくしては行はれ得なかつた所に科擧制度が本質的には門閥制度と相容れぬ性質の制度てあることを示し と評してゐるのは透徹した意見である。而し是等のことは九品中正制度が必然的に門閥貴族制度の支持力となつたのと事情な

本論五十四頁以下參看。

(F)

(32) (51) 太平廣記には所引を明示してゐない。而し此種物語の源流は何れも唐代のものであることは汪辟疆と言ふ人の唐人小説なる書 **桑原博士還暦記念東洋史論護所收。宮崎市定氏論文。王安石の東士合一策巻看。**

物に考證されてゐる。同書二十八頁―三十三頁。

(102)

- (53) 集異記は新唐書十九獎文志に薛用弱集異記三卷字中勝長慶 とある。太平廣記は之に據つたものと思はれる。
- (54) 汪辟疆氏著。唐人小說參讀。
- 65 本論二十三葉參看。
- **66** があるから行簡の著として誤りではなく、その怠情怠景の緻密にして優美且つ經綿なるは、よくその像の辭賦尤稱精密の語に 舊唐書卷百六十六に白居易の弟として白行簡の傳を載せてある。寶曆二年冬病卒。有文集一十卷。行簡文筆有兄風。 精密。文士皆師法之とあるから一流をなした文豪であつたことが明かとなる。李娃傳は太平廣記の引文の終りに自行節の署名 僻赋尤稱
- **67**) 嫩眞子二卷參看。

適當するものと思はれる。

- (38) 東學雜誌第三十四卷。 玉井是博氏論文唐時代の社會東的考察參看。
- (59) (三李商隱傳)と。此處にはたゞ彼の意識が貴族的であると言ふのである。彼の著とされる李義山雜纂に此の句がある孫(新唐書一百)と。此處にはたゞ彼の意識が貴族的であると言ふのである。彼の著とされる李義山雜纂に此の句がある 新唐書李義山の傳によれば彼の出自は必ずしも名門ではなかつた様である。曰く李商隱字義山懷州河內人或言英國公世勤之裔)朱書の藝文志(卷二百)には李義山雜蘗一卷がある。恐らく同一本であらう。
- (0) 同前註李義山雜纂誊看。
- 61 ❸の註に同じ。
- 63) 舊唐書本傳卷百四十巻看。

62

東洋學報第七卷加藤繁博士論文。

唐の莊園の性質及び其の由來に就いて参看。

- 63 「⑩」三百二十頁參看。
- 66 (65) 四庫金書總目卷百四十四に近本獨異忠憲が載せてある。而し新唐書獎文志によれば李亢(姫定)獨異志十卷とあり元は十卷本で 暗書 一九の本傳にはその記事なけれども眞面目なる 家庭では多く 斯様であつたらうと言ふ點で 顧炎武の説は 饗成出來ると思
- 唐代貴人に就いての一考察 第十九卷 第三號 五一五

異志である。 あつたらしい。今原本に據つた筈の太平廣記の文を巻着すると近本に比して甚だしく粗略である。本論に引用したのは近本獨

- ⑩ 舊唐書本傳箋看又塚本善隆氏著唐中期の淨土教二十六頁の姚崇批評箋看?
- ® 舊唐書本傳巻看。
- 69) の從孫彦休であると言ふそしてその年代は五代であると考證されてゐるが近本は疑ふらくは後人他書に從つて鈔撮したる跡あ 知不足齊叢書本の唐闕更では其上卷に楊江西及第の題目で出てゐる。 四庫全書總目签百四十二によれば著者巻寥子は唐の高鉛

りとされてゐる故に今廣記の原なるによる。近本の序に

. 小說小錄稗史野史雜錄雜記多) 貞元大歷已前捃拾無遗事。 **机從而記之云** 大中咸通而下或有可以爲誇尚者。資談笑者。垂訓誠者。 惜乎不書

とあれば関東に引かれたものは唐代より彼の時代頃まで人々の口に傳へられた説話であつて、又その背後に存する無数の歴史

事質を髣髴させてゐるものであると思はれる。

- 70 作巧作器用者爲工。官志卷四十二者爲工。 居沽與販者為商o 云々とあり。
- 71) 歴史と地理第十六卷。 神田喜 一郎氏論文。支那に於ける印刷術の起原三百二十三頁巻看。
- ⑫ 宋の葉夢得の石林燕語卷八に

世言雕板印書始馮道 但恐不如今之工云 此不然o 但監本五經板道為之爾。柳此訓序言其在獨時管閱書肆。云字書小學率雕板印紙。 則唐固有之矣

⑩ 唐の范據の雲溪次議卷十に

とあり、

印刷術を論する者は誰もが引く有名な文である。

統于尚書泉書求龍虎之丹。 十五餘稔。 及鎭江右。 乃大延方衛之士。 作劉弘傳。唯印數千本。以寄中朝及四海精心燒煉之者云

定されたo 以つて紹介された。そうして統干泉は統干4.であるとし道敦に闘する劉弘傳を印刷した年代を西暦の八百四十七八年の頃と考 とある文献に就いては桑原職職博士が已に史林十一卷にカーター氏著「支那に於ける印刷の起源」を紹介された時についでを

尚書総干泉或は息は博士の指摘された他に舊唐書裴休傳に

(裴体中年以後惑湧佛法)與尚書紇干泉皆以法號相字(百七十七卷)

とあり新唐書の同僚にも

宣宗嘗曰休眞儒者。然嗜浮屠法。居常不御酒肉。講求其說。演繹附著數萬言。習歌唄以爲樂。與紇于泉素善。至爲桑門號以

相字。(百八十二卷)

とであると思ふがそれにつけて此の総干某の研究は猶ほ殘された問題であると思ふ。 はれるのが少しく博士の指摘された人と異る。宣宗の頃に数千本の印刷書が作られたと言ふことは文化史上看過す可らざるこ とある人と同一人であると思ふ。年代も姓名も略一致する様である。たゞ裴休傳の紇干泉又は紇干泉は佛法の信者であると思

73 printing in China. Ch. VIII, the first printed book p. 41 뽛看)日本のものでは西域考古圖譜下祭印本の所に吐鮗濃。喀喇術の起源、歷史と地理第十六卷鏊看又、Curter;The invention of 日本のものでは西域考古圖譜下祭印本の所に吐鮗濃。喀喇 現存支那最古の有紀年佛經刊本は大英博物館所藏スタイン氏將來の金剛般若經是で咸通九年のものである。 (那に於ける印刷/神田喜一郎氏支

⑤ 歷代三寶記(房撰·)第十二卷に

和卓出の佛經殘本が戦せてある。

開皇十三年十二月 八日 隋皇帝佛弟子姓名敬白 中哨 今膺千年昌運。作民父母。思抷黎元。重顯尊容。再崇神化。頹基毀跡。更事莊嚴。廢像遗經悉令雕撰。 屬周代飢常。 **侮蔑聖跡**っ 塔字段廢o 經像論亡。中略 雖誠心怨到猶恐末周 弟子往藉 三致因総

ジル

肯定的な態度を採る學者が多い。 とあるは印刷術に關して研究する學者の常に一顧する所である。現在では隋代に佛典が印刷せられたと言ふことに對しては略 而し印刷文化が真に文化虫上意義を持つて來るのは唐末であると考へることは妥當であらう

第十九卷

第三號

五一七

唐代貴人に就いての一考察

(105)

第十九卷

- **76 東學雜誌第十三卷、市村續次郎博士論文。寫本時代と根本時代とに於ける支那書籍の存亡聚散四十五頁巻看。**
- 7 五代史補についても今通行の汲古閣本五代史補には此の印刷に關する邀事がないが王氏の見た原本五代史補にはあつたものか 德輝はその著書林清話「卷」一に母邱儉は母昭裔の誤りであると思ふが王氏自身の誤りか刻者の誤りかどちらだらうかと疑ひ又 前註論文、四十七頁で市村博士は現代の五代史豧には此の事見えす叉母邱儉は母昭裔の誤りなることを指摘されてゐる。清の葉

も知れないと言つてゐる。而し何れにしても、斯る逸話は以つて唐末五代の頃の貧賤と讀書との關係を傳へるに充分であらう。

- **®** 79 本稿八十七頁參看。 新唐書百六十三柳玭傳の柳玭家訓滲看。
- (3) 四庫全書總目に(卷百四十)

不著撰人名氏。記唐初至元和中雜事。唐朱藝文志俱不載云々

とあつて大唐傳載の記述の内容の年代は略四庫金書總目の言ふ通りであるから、その書が唐人の著作であることは想像される

所である。今太平廣記による。

(1)

東學雜誌第三十三卷玉井是博氏論文。唐時代の土地問題管見第三回七百六十九頁巻看。